令和５年度プレミアムダイニング事業業務委託企画提案募集要領

本県最大の魅力である「食材の王国」を活かしたガストロノミーツーリズムの推進のため、食を通じて地域を知り、歴史・文化を紐解きながら食を味わう取組を通じて、本県の食と食文化の魅力を発信することを目的として、プレミアムダイニング事業業務委託の企画提案を公募し、同事業の委託先を選定する。

１　募集概要

（１）業務名　令和５年度プレミアムダイニング事業業務委託

(２) 契約者　静岡県知事

(３) 採用方式　公募での企画提案方式

(４) 業務内容　２　募集業務の内容のとおり

(５) 委託期間　契約日から令和６年３月25日（月）まで

(６) 契約限度額　8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(７) 採用予定件数 １件

２　募集業務の内容

本県の食と食文化の魅力を発信するため、以下の業務を実施する。

＜事業概要＞

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 内　容 |
| 名称 | プレミアムダイニング |
| 定義 | 食を通じて地域を知り、歴史・文化を紐解きながら食を味わう取組・複数の料理人による地元食材を使った特別なメニューを提供・普段は食事が出来ない場所での食事体験・観光や地場産品の活用等を通じて、歴史・文化を味わう |
| 日　程 | 令和５年11月～令和６年２月（２回実施） |
| 会　場 | 県内文化施設、屋外等 |
| 参加者 | 一般参加者20名程度、メディア関係者 |
| 内容 | ・プレミアムダイニングを旅行商品として造成し、販売する。（販売価格25,000円以上の日帰りバスツアーを想定） |
| 備考 | ・１回目は新潟県と連携し、静岡県と新潟県の複数の料理人がコラボして、両県の地元食材を使った特別メニューを提供する。　※新潟県の料理人は２名の予定・２回目は、静岡県内の複数の料理人がコラボして、地元食材を使ったその日限りの特別メニューを提供する。 |

（１）広報業務

　　　ア　メディアへの露出

国内及び中国・韓国のメディア媒体への露出を図るため、メディア関係者やインフルエンサー等を招待する。

イ　開催結果の周知

プレミアムダイニング実施の動画をＨＰやYouTube等で公開するほか、受託者の提案する開催結果の周知を行う。

　具体的な広報内容と、招待するメディアを企画提案書に記載すること。

（２）プレミアムダイニングの企画

ア　食事会場

・会場との調整、調理機器や食器など調理・食事に必要な設備の準備を行う。

・普段、レストランとして使用されていない施設とする。

・会場使用料は事業費内に計上し、受託者が支払うものとする。

具体的な会場案を企画提案書に記載すること。

　　　イ　料理人

・料理人との調整、料理試作のための準備を行う。

・料理人謝金は50,000円／日（税込）、給仕係謝金は10,000円／日（税込）とし、料理試作等の打合せ経費、交通費（実費相当額）、宿泊費（実費相当額）とともに事業費内に計上し、受託者が支払うものとする。なお、新潟県の２名の料理人についても同様とする。

・新潟県の料理人については、新潟県において選定することから、提案事項からは除くものとする。

プレミアムダイニングに参画する県内料理人案を企画提案書に記載すること。

ウ　演出

・料理に使う食材について、生産地域、生産者、食材の購入可能場所等を参加者に伝える冊子を作成する。

・食器や装飾に地場産品を活用する。

・生産者や料理人のこだわりや、食材の特徴が伝わるような演出を行う。

・当日のメニューについては、プレミアムダイニングを行う複数の料理人により考案されるものであることから、提案事項からは除くものとする。

具体的な演出内容について、企画提案書に記載すること。

エ　観光

・周辺施設等での観光や産地・加工所などでの体験により、参加者が食と食文化の魅力を体験できる観光コースを設定する。

・観光コースは、当日の食事で提供される食材等とつながりのある場所とする。

観光コースの概要について、企画提案書に記載すること。

（３）プレミアムダイニングの催行

ア　参加者の募集受付・連絡調整

・一般参加者は事前申込制とする。

イ　催行

・一般参加者から、参加費を徴収すること。販売価格は25,000円以上で提案者の任意とする。

・一般参加者の観光に係る実費相当額（募集、観光コース設定、ガイド代、バス借上代、交通費、施設入場料、保険料、体験料金等）及び食事代は、旅行商品代金として徴収することとし、委託料には含めないこと。

・メディア関係者からは参加費を徴収せず、観光に係る経費及び食事代は、委託費内に計上すること。

ウ　実施後、パブリシティ効果の試算等により効果測定を行うこと。

　（４）その他

　　　ア　地震等の災害、火災、荒天、急病・負傷等発生時の危機管理対策を講じること。

　　　イ　業務の内容については、契約金額の範囲内で変更できるものとする。

　　　ウ　業務の内容に記載がない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

３　応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人を対象とする。

なお、共同事業体（複数の法人からなる組織）による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件を全て満たしたうえで、代表となる法人を定めること。

（１）委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（３）参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けていない者であること。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（５）最近１年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。

（６）次のアからキのいずれにも該当しないこと。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
2. 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
3. 法人の役員等(法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう｡)が暴力団員等である者
4. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
5. 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
6. 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
7. 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

４　応募手続

(１）応募期間

　　令和５年５月10日（水）から令和５年５月26日（金）午後３時まで（必着）

(２）応募方法

持参又は郵送により、必要書類（下記（４）参照）を提出すること。持参の場合における受付時間は、平日の午前９時から午後５時までの間とする。（５月26日は午後３時まで）

(３）提出先

後述の12　提出先、問合せ先を参照

(４）必要書類及び必要部数

ア　企画提案書（様式第１号）…７部（正本１部、写し６部）

イ　提案者の概要書（様式第２号）…７部（　　〃　　）

ウ　業務計画書（様式第３号または自由様式）…７部（　　〃　　）

エ　見積書（様式第４号）…７部（　　〃　　）

オ　法人の登記簿謄本の原本（履歴事項全部証明書）…１部

カ　事業概要等（パンフレット等、応募者の事業概要が分かるもの）…１部

※アからエまでの書類を１セットとし、セットごとにクリップ止めにすること。

(５）様式等の入手方法

下記からダウンロードすること。

「静岡県公式ＨＰ『ガストロノミーツーリズムの推進について』」

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoseisaku/1043849.html>

(６）応募に係る留意事項

ア　応募件数

１者が応募する件数の上限は１件までとする。

イ　応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しない。

ウ　有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

エ　応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第６号）を提出すること。

オ　費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。

カ　応募書類の取り扱い

提出された書類は、原則として、県に対する情報公開の対象文書となる。

キ　企画提案書等の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

（７）スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 | 内容 |
| 令和５年５月16日（火） | 質問事項の受付終了 |
| 令和５年５月19日（金） | 質問に対する回答 |
| 令和５年５月23日（火） | 参加申込書の提出期限 |
| 令和５年５月26日（金） | 企画提案書の提出期限 |
| 令和５年５月26日（金）～令和５年５月30日（火） | 書面審査（応募が５者を超えた場合） |
| 令和５年５月31日（水） | ヒアリング審査対象者の選定・非選定通知 |
| 令和５年６月２日（金） | ヒアリング審査 |
| 令和５年６月６日（火） | 選定結果の通知（予定） |

５　参加申込書の提出

提案参加希望者は、参加申込書（様式第５号）を提出すること。参加申込書の提出がない者の参加は認めない。

（１）提出期限

令和５年５月23日（火）午後３時まで（必着）

（２）提出方法

電子メールにて受け付ける。電子メールの着信は担当者に電話で確認すること。

電子メールの件名は「令和５年度プレミアムダイニング事業業務委託」とすること。

（３）提出先

後述の12　提出先、問合せ先を参照

なお、参加申込書の提出後、辞退を希望する者は、速やかに辞退届（様式第６号）を「４－（１）応募期間」内に提出すること。

６　質問の受付及び回答

(１）質問の受付

質問は、質問書（様式第７号）により行うものとし、電子メールにて受け付ける。なお、電子メールの着信は担当者に電話で確認すること｡電子メールの件名は「令和５年度プレミアムダイニング事業業務委託に係る質問書の提出について」とすること。

ア　受付期間：公募開始日から令和５年５月16日（火）正午まで

イ　提出先：12　提出先、問合せ先を参照

(２）質問に対する回答

回答は、令和５年５月19日（金）までに、下記ホームページに掲載する。

「静岡県公式ＨＰ『ガストロノミーツーリズムの推進について』」

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoseisaku/1043849.html>

７　ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）

企画提案書を提出した者が５者を超えた場合は、事務局による書面審査を行い、評価の上位５者以内を、８　契約候補者の特定（ヒアリング審査）に示すヒアリング審査の対象者として選定する。

ヒアリング審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和５年５月31日（水）までに通知する。

企画提案書を提出した者のうち、ヒアリング審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面（非選定通知書）により令和５年５月31日（水）までに通知する。

なお、日程の関係上、通知は電子メールで行うため、確認漏れがないよう注意すること。

８　契約候補者の特定（ヒアリング審査）

ヒアリング審査対象者に選定された者を対象にヒアリング審査を実施し、契約候補者を特定する。ヒアリングでは表に掲げる評価項目に基づき評価のうえ、審査委員の協議により契約候補者として特定する。

ヒアリング審査は業務計画書により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、事前に静岡県の了解を得た場合は、この限りでない。

なお、業務計画書の枚数の上限は25枚とする。

（１）実施日時

令和５年６月２日（金）（予定）

開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

（２）実施場所

静岡県庁（静岡市葵区追手町９－６）又は県庁周辺会議室

（ＷＥＢ会議室に変更する場合がある。詳細は別途通知する。）

（３）所要時間

各提案者30分程度を予定（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）。

（４）出席者

原則、業務責任者を含む計３名以内とする。

（５）選定結果の通知

契約候補者に対しては、特定通知書によりヒアリング審査実施後、７日以内 に通知する。に通知する。

契約候補者に特定されなかった者（７　ヒアリング審査対象者の選定（書面審査））によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く）に対しては、特定されなかった旨を書面（非特定通知書）によりヒアリング審査実施後、７日以内に通知する。

（表）

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目・評価基準 | 配点 |
| １　業務方針 | (15) |
|  | 事業を実施するに当たり十分な組織体制が整っているか。 | 10 |
| 業務実施スケジュールは現実的であるか。 | ５ |
| ２　広報業務 | (20) |
|  | 招待するメディアへの掲載は、本県の食を目当てとする観光客の増加に、効果的だと考えられるか。 | 20 |
| ３　プレミアムダイニングの企画 | (45) |
|  | 食事会場は、料理提供のための設備が整っており、参加者が楽しめる場所であるか。 | 10 |
| 本県の食の魅力を伝えることができる料理人を選定しているか。 | 10 |
| 装飾等への地場産品の活用や、生産者・料理人のこだわり、食材の特徴が伝わるような演出となっているか。 | 15 |
| 観光コースの内容は、参加者の食への好奇心を誘うものとなっているか。 | 10 |
| ４　プレミアムダイニングの催行 | (10) |
|  | 申込から開催までの運営体制が適切なものになっているか。 | 10 |
| ５　その他 | (10) |
|  | 経費見積りに妥当性はあるか。 | 5 |
| 本事業に類する事業に対し、十分な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を当事業に活かされることが期待できるか。 | 5 |
| 合計 | 100 |

９　選定結果に対する説明

選定されなかった者は、静岡県に対して選定結果について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

受付期間：選定結果通知後７日間以内

送 付 先：Ｅメール　kankou2@pref.shizuoka.lg.jp

10　契約の締結

（１）契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

（２）契約保証金

契約保証金は免除する。

（３）労働関係法令遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を提出するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

労働関係法令等遵守の誓約書については、下記ホームページを参照すること。

　　（URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>）

11　その他

（１）著作権等

本業務にかかる一切の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は県もしくは県が指定したものに無償譲渡するものとする。

（２）秘密保持等

・静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）及び静岡県情報セキュリティ基本方針に十分留意すること。

・万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

・秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

（３）委託事業の成果品

　　ア　納品物

・業務実施報告書　２部（印刷物および電子データ）

　　イ　提出期限

　　　　令和６年３月25日（月）

12　提出先、問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課企画班

住所：〒420-8601　静岡市葵区追手町９番６号（静岡県庁東館11階）

電話：054－221－3638

E-mail：kankou2@pref.shizuoka.lg.jp